

小島字新田提間及び字新田東村並びに大字中島字砂間を変更し、大字中島字粟地河原並びに大字井上字前田、字長沢、字砂田、字松宮及び字京善橋並びに大字福島字蛇沢並びに大字九反田字西田及び字前田並びに大字小河原字新田組沖、字別府組沖、字別府山道南沖、字北組沖、字雁田道北沖、字南山道北沖、字南組沖、字須坂道東沖及び字高井野道北沖並びに大字日滝字地蔵原、字古池、字寺窪、字行人塚、字梨木原及び字境塚を削る。

平成8年長野県告示第289号の土地の区域のうち、高山村大字高井字千本松裏を削る。

### 3 都市計画の案の縦覧場所

長野県生活環境部生活排水対策課、長野市役所、須坂市役所、上高井郡小布施町役場

生活排水対策課

### 長野県告示第356号

次の区域を信州ものづくり産業投資応援条例(平成17年長野県条例第25号)第1条第2項第5号に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

平成19年7月5日

長野県知事 村井 仁

#### 1 上伊那郡南箕輪村9694-1

ビジネス誘発課

### 長野県告示第357号

都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条の2第1項の規定により、都市公園と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立しました。

その関係図書は、長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年7月5日

長野県知事 村井 仁

#### 1 都市公園の名称及び位置

- (1) 名称 長野県松本平広域公園
- (2) 位置 松本市 塩尻市

#### 2 兼用工作物の位置

松本市大字今井7113番2内

#### 3 兼用工作物の管理者

公園管理者 長野県知事 村井 仁  
道路管理者 松本市長 菅谷 昭

#### 4 管理の内容

兼用工作物の維持修繕、災害復旧及び許可等の権限の行使に関する事務

#### 5 管理の期間

平成19年6月21日から当該施設の存続する日まで

都市計画課



### 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年7月5日

長野県知事 村井 仁

#### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務  
平成19年度長野県庁舎電気設備定期精密検査業務
- (2) 役務の特質  
長野県庁舎の電気設備(特別高圧受電設備を含む。)の定期精密検査
- (3) 履行期日  
契約締結の日から平成19年10月31日までの間において仕様書で定める日
- (4) 履行場所  
長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県庁舎
- (5) 入札方法  
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 第2種電気主任技術者以上の技術員を有する者であること。
- (5) 30,000V以上の特別高圧受電設備に係る精密検査業務を履行できる能力を有する者であること。

#### 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県総務部管財課  
電話 026(235)7045

#### 4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成19年7月20日(金) 午前10時

- イ 場所 長野県庁 本館入札室
- (3) 郵便入札の可否  
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年7月17日(火)午後3時まで提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定め

- る期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の可否  
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他  
詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

管 財 課

公告

平成20年度長野県看護専門学校学生を次のとおり募集します。  
平成19年7月5日

長野県知事 村 井 仁

1 募集人員等

名称及び所在地	募集人員	修業年限	出 願 資 格
長野県須坂看護専門学校 (以下「須坂看護専門学校」といいます。) 須坂市臥竜2丁目20番1号 (郵便番号 382-0028) (電話 026-248-8311)	40	3	学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校若しくは中等教育学校を卒業している者(平成20年3月卒業見込みの者を含みます。) 又は高等学校を卒業している者と同等以上の学力があると認められる者
	20	2	保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)の規定に基づき准看護師の免許を受けた者で次のいずれかに該当するもの(平成20年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。) (1) 免許を受けた後、3年以上看護業務に従事している者 (2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業している者又は高等学校を卒業している者と同等以上の学力があると認められる者
長野県木曾看護専門学校 (以下「木曾看護専門学校」といいます。) 木曾郡木曾町福島6257-2 (郵便番号 397-0001) (電話 0264-22-4057)	30	2	

2 入学試験

看護専門学校名	試験期日	試験場所	学 力 試 験 等		合格者の発表		
			試 験 科 目	その他	期 日	方 法	
須坂看護専門学校	修業年限 3年	平成20年1月30日(水)及び1月31日(木)	須坂看護専門学校	高等学校卒業程度の国語総合(漢文を除きます。) 生物Ⅰ及び英語Ⅰ・Ⅱ	人物考査	平成20年2月8日(金)	受験した看護専門学校に掲示するほか、合格者には直接通知します。
	修業年限 2年	平成20年1月16日(水)及び1月17日(木)		准看護師養成所卒業程度の専門科目		平成20年2月1日(金)	
木曾看護専門学校	平成20年1月22日(火)及び1月23日(水)	長野県木曾合同庁舎講堂	教養科目 国語(現代国語)、数学、生物及び英語 小論文	人物考査	平成20年2月5日(火)		

3 入学志願の手続

看護専門学校名		提出書類	受付場所	受付期間	受験料
須坂看護専門学校	修業年限 3年	(1) 入学願書 (2) 高等学校又は中等教育学校の卒業証明書又は卒業見込証明書 (3) 卒業した高等学校又は中等教育学校の長の発行する調査書	入学しようとする看護専門学校	平成19年12月17日(月)から平成20年1月7日(月)まで	2,200円
	修業年限 2年	(1) 入学願書 (2) 准看護師免許証の写し(官公署の証明のあるもの) (3) 卒業した准看護師養成施設の長の発行する調査書 (4) 出願資格の(1)に該当する者は、看護業務の就業証明書		平成19年12月3日(月)から12月11日(火)まで	
木曾看護専門学校	(5) 出願資格の(2)に該当する者は、高等学校又は中等教育学校の卒業証明書又は卒業見込証明書	平成19年12月17日(月)から平成20年1月10日(木)まで			

(注) 1 入学願書は、入学しようとする看護専門学校で交付する用紙を使用してください。  
 2 受験料は、長野県収入証紙(入学願書の所定欄にはって、消印しないでください。)により納付してください。  
 3 須坂看護専門学校(修業年限2年のものに限る。)又は木曾看護専門学校に出願する場合の提出書類の(2)については、入学願書の提出時に准看護師免許を取得していない者は、提出する必要はありません。この場合においては、入学時に准看護師免許証又は准看護師籍登録証明書を提示し、又は提出してください。

4 その他

- (1) 入学願書等の用紙の請求又は出願についての問い合わせは、入学しようとする看護専門学校に行ってください(郵便による場合は、切手140円分をはったあて先明記の返信用の封筒(角2封筒)を同封してください。)
- (2) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

医療政策課

公告

平成20年度長野県公衆衛生専門学校伊那校歯科衛生士学科学生を次のとおり募集します。

平成19年7月5日

長野県知事 村井 仁

1 募集人員等

所在地及び名称	募集人員	うち推薦による選抜
伊那市伊那4347番地の1 (郵便番号 396-0021) 長野県公衆衛生専門学校伊那校 電話 0265(72)4730	20人	10人程度

2 修業年限

2年

3 出願資格

次のいずれかに該当する者(平成20年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。)

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 学校教育法第56条に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含みます。)
- (3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第69条の規定に該当し、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

4 入学試験

- (1) 期日  
平成20年1月24日(木)
- (2) 場所  
長野県公衆衛生専門学校伊那校
- (3) 審査内容

ア 学力試験科目

国語総合(現代文に限ります。)及び英語 I

イ 人物考査

5 入学志願の手続

- (1) 提出書類
  - ア 入学願書(本校所定の用紙によります。)
  - イ 成績証明書又は調査書
  - ウ 人物調査(本校所定の用紙によります。ただし、イによる調査書を提出された場合を除きます。)
  - エ 最終学校の卒業証明書又は卒業見込証明書(イによる書類の記載のある場合を除きます。)
  - オ あて先明記の官製はがき
  - カ あて先明記の返信用封筒(90円切手をはった長形3号定形封筒)
- (2) 受付場所  
長野県公衆衛生専門学校伊那校
- (3) 受付期間  
平成20年1月9日(水)から1月17日(木)まで(郵送による場合は、平成20年1月17日までの消印のあるものに限り受け付けます。)
- (4) 受験料  
受験料(2,200円)は、長野県収入証紙により(入学願書に貼って、消印しないでください。)納付してください。
- (5) 受験票の交付  
入学願書を受理したときは、後日受験票を交付します。
- 6 合格者の発表
  - (1) 期日  
平成20年2月7日(木)
  - (2) 方法  
受験した学校に掲示するほか、全員に通知します。
- 7 学力試験の免除  
最終学校における成績が特に優秀であって当該学校長から推薦

された者についての入学試験の実施方法等は、次のとおりとします。

- (1) 出願資格  
平成20年3月に長野県内の高等学校を卒業見込みの者
- (2) 推薦条件  
ア 学業成績、人物ともに優れ心身ともに健康で歯科衛生士への能力適性について高等学校長が責任をもって推薦できる者  
イ 合格した場合必ず入学する者  
ウ 卒業後、長野県内において歯科医療従事者として社会に貢献しようとする積極的な意志を有する者
- (3) 入学者の選抜期日、場所及び選抜方法  
選抜期日 平成19年11月13日(火)  
場 所 4の(2)のとおり  
選抜方法 小論文、面接及び書類審査
- (4) 提出書類  
5の(1)に掲げる書類のほか推薦書(本校所定の用紙により、高等学校長が作成したもの。)
- (5) 受付場所  
5の(2)のとおり
- (6) 受付期間  
平成19年10月18日(木)から10月25日(木)まで(郵送による場合は、平成19年10月25日までの消印のあるものに限り受け

付けます。)

- (7) 受験料  
5の(4)のとおり
  - (8) 受験票の交付  
5の(5)のとおり
  - (9) 選抜結果の通知等  
選抜結果は、推薦高等学校長を経由して本人に通知します。(選抜結果の通知書は平成19年11月21日(水)に発送します。)
  - (10) 合格者の発表  
6のとおり
- 8 問い合わせ先等  
入学願書等の用紙の請求又は出願についての問い合わせは、長野県公衆衛生専門学校伊那校に行ってください。(郵便により入学願書等の用紙を請求する場合は、140円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒「角形2号33センチメートル×24センチメートル」を同封してください。)
- 9 その他  
この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

医療政策課

## 公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により、長野都市計画道路に関する都市計画の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成19年7月5日

長野県知事 村 井 仁

### 1 開催日時及び場所

- (1) 日時 平成19年7月29日(日) 午前10時00分から
- (2) 場所 長野市ふれあい福祉センター5階ホール(長野市大字鶴賀緑町1714-5)

### 2 都市計画の変更案の概要

- (1) 都市計画道路の変更案(別紙素案のとおり)
  - ア 3・4・36号高田若槻線  
長野電鉄長野線との交差の構造や桐原一丁目、桐原二丁目、及び吉田一丁目の一部区域を変更します。
  - イ 3・3・25号北部幹線  
JR信越線との交差の構造や大字徳間、稲田三丁目、大字上駒沢、及び大字金箱の一部区域を変更します。

- (2) 変更案の閲覧  
公告の日から平成19年7月27日(金)まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

### 3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書(以下「公述申出書」という。)を提出してください。

- (1) 公述申出のできる者  
都市計画の変更に係る区域内の住民その他利害関係を有する者
- (2) 公述申出期間  
公告の日から平成19年7月20日(金)まで(郵送の場合は、同日までに到着したものに限る。)
- (3) 公述申出書の提出先  
長野県土木部都市計画課、長野県長野建設事務所整備課又は長野市都市整備部都市計画課
- (4) 公述申出書の様式  
別紙様式のとおり

### 4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選定して公述人に通知します。  
なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

### 5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。